

外国為替証拠金取引（積立 FX<つみたて外貨>）約款

新旧対照表

新	旧
<p><u>(取引限度額)</u></p> <p>第7条 本取引における1注文あたりの<u>取引限度額</u>及び<u>総取引限度額</u>は、当社が定めるものとします。なお、総取引数量は、既存建玉数量に新規建て注文の数量を加えた数量（同一の通貨ペアが買建玉と売建玉が混在する場合は取引金額の大きい建玉）に、当社の定めるレートを乗じて算出します。</p>	<p><u>(建玉限度額)</u></p> <p>第7条 本取引における1注文あたりの建玉限度額及び総建玉限度額は、当社が定めるものとします。なお、総取引数量は、既存建玉数量に新規建て注文の数量を加えた数量（同一の通貨ペアが買建玉と売建玉が混在する場合は取引金額の大きい建玉）に、当社の定めるレートを乗じて算出します。</p>
<p><u>(追加証拠金)</u></p> <p>第15条</p> <p>2 お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日の取引終了時間の30分前までに預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（FX取引及び暗号資産CFD取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。</p>	<p><u>(追加証拠金)</u></p> <p>第15条</p> <p>2 お客様は前項に定める追加証拠金を、当該追加証拠金発生日の翌営業日の取引終了時間の30分前までに預託しなければならないものとします。また、追加証拠金の預託は本口座への預託をもって完了するものとし、お客様の当該口座以外の口座（FX取引、<u>オプションFX取引</u>及び暗号資産CFD取引に係る口座をいいます。以下同じ。）等をいいます。以下、「その他口座」といいます。）に追加証拠金相当額以上の振替余力が存在している場合であっても、お客様ご自身による振替手続が行われない場合、追加証拠金の預託がないものとして取り扱います。</p>
<p><u>(2025年2月施行)</u></p>	<p><u>(2024年5月施行)</u></p>